

○ 経済産業省
国土交通省 令第三号

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十九号）の一部の施行に伴い、並びに建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第二条第一項第三号、第二十九条第一項及び第三十条第一項の規定に基づき、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年十二月七日

経済産業大臣 西村 康稔
国土交通大臣 斉藤 鉄夫

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令

第一条 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年 経済産業省 令第一号）の一部
国土交通省

を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のも

のは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

目次

第一章 (略)

第二章 特定一戸建て住宅建築主等の新築する分譲型一戸建て規格住宅等のエネルギー消費性能の一層の向上のために必要な住宅の構造及び設備に関する基準(第八条・第九条)

第二章の二 特定一戸建て住宅建設工事業者等の新たに建設する請負型一戸建て規格住宅等のエネルギー消費性能の一層の向上のために必要な住宅の構造及び設備に関する基準(第九条の二・第九条の三)

第三章 (略)

附則

第二章 特定一戸建て住宅建築主等の新築する分譲型一戸建て規格住宅等のエネルギー消費性能の一層の向上のために必要な住宅の構造及び設備に関する基準

(特定一戸建て住宅建築主等の新築する分譲型一戸建て規格住宅等のエネルギー消費性能の一層の向上のために必要な住宅の構造及び設備に関する基準)

第八条 特定一戸建て住宅建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅に係る法第二十九条第一項の経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に定める基準とする。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって特定一戸建て住宅建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。

一 特定一戸建て住宅建築主が令和二年度以降に新築する分譲型一戸

改正前

目次

第一章 (略)

第二章 特定建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅のエネルギー消費性能の一層の向上のために必要な住宅の構造及び設備に関する基準(第八条・第九条)

第二章の二 特定建設工事業者の新たに建設する請負型規格住宅のエネルギー消費性能の一層の向上のために必要な住宅の構造及び設備に関する基準(第九条の二・第九条の三)

第三章 (略)

附則

第二章 特定建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅のエネルギー消費性能の一層の向上のために必要な住宅の構造及び設備に関する基準

(特定建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅のエネルギー消費性能の一層の向上のために必要な住宅の構造及び設備に関する基準)

第八条 法第二十九条第一項の経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に定める基準とする。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって特定建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。

一 特定建築主が令和二年度以降に新築する分譲型一戸建て規格住宅

建て規格住宅が、第一条第一項第二号イ(1)に適合するものであること。

二 特定一戸建て住宅建築主が令和二年度以降の各年度に新築する分譲型一戸建て規格住宅に係る第一条第一項第二号ロ(1)の住宅部分の設計一次エネルギー消費量の合計が、当該年度に新築する分譲型一戸建て規格住宅の特定一戸建て住宅建築主基準一次エネルギー消費量(床面積、設備等の条件により定まる特定一戸建て住宅建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅に係る基準となる一次エネルギー消費量をいう。次条第一項において同じ。)の合計を超えないこと。

2||

特定共同住宅等建築主の新築する分譲型規格共同住宅等に係る法第二十九条第一項の経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に定める基準とする。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって特定共同住宅等建築主の新築する分譲型規格共同住宅等が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。

一 特定共同住宅等建築主が令和八年度以降に新築する分譲型規格共同住宅等が、第十条第二号イ(1)に適合するものであること。

二 特定共同住宅等建築主が令和八年度以降の各年度に新築する分譲型規格共同住宅等に係る第一条第一項第二号ロ(1)の住宅部分の設計一次エネルギー消費量の合計が、当該年度に新築する分譲型規格共同住宅等の特定共同住宅等建築主基準一次エネルギー消費量(床面積、設備等の条件により定まる特定共同住宅等建築主の新築する分譲型規格共同住宅等に係る基準となる一次エネルギー消費量をいう。以下同じ。)の合計を超えないこと。

(特定一戸建て住宅建築主基準一次エネルギー消費量等)

第九条 前条第一項第二号の特定一戸建て住宅建築主基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値(その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。第三項において同じ。

が、第一条第一項第二号イ(1)に適合するものであること。

二 特定建築主が各年度に新築する分譲型一戸建て規格住宅に係る第一条第一項第二号ロ(1)の住宅部分の設計一次エネルギー消費量の合計が、当該年度に新築する分譲型一戸建て規格住宅の特定建築主基準一次エネルギー消費量(床面積、設備等の条件により定まる特定建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅に係る基準となる一次エネルギー消費量をいう。次条において同じ。)の合計を超えないこと。

(新設)

(特定建築主基準一次エネルギー消費量)

第九条 特定建築主基準一次エネルギー消費量は、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 特定建築主が令和元年度までに新築する分譲型一戸建て規格住宅

)とする。

$$E_{ST} = \{ (E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW}) \times 0.85 + E_M \} \times 10^{-3}$$

本条において、 E_{ST} 、 E_{SH} 、 E_{SC} 、 E_{SV} 、 E_{SL} 、 E_{SW} 及び E_M は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_{ST} 特定一戸建て住宅建築主基準一次エネルギー消費量（

特定共同住宅等建築主基準一次エネルギー消費量を算出

する場合にあつては、特定共同住宅等建築主基準一次エ

ネルギー消費量）（単位 一年につきギガジュール）

E_{SH} 第五条第一項の暖房設備の基準一次エネルギー消費量

（単位 一年につきメガジュール）

E_{SC} 第五条第一項の冷房設備の基準一次エネルギー消費量

（単位 一年につきメガジュール）

E_{SV} 第五条第一項の機械換気設備の基準一次エネルギー消

費量（単位 一年につきメガジュール）

E_{SL} 第五条第一項の照明設備の基準一次エネルギー消費量

（単位 一年につきメガジュール）

E_{SW} 第五条第一項の給湯設備の基準一次エネルギー消費量

（単位 一年につきメガジュール）

E_M 第五条第一項のその他一次エネルギー消費量（単位

一年につきメガジュール）

2 前条第二項第二号の特定共同住宅等建築主基準一次エネルギー消費量は、次の各号に掲げる長屋又は共同住宅（以下「共同住宅等」という。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 住宅部分の設計一次エネルギー消費量を第四条第三項第一号の数値とした共同住宅等 単位住戸の特定共同住宅等建築主基準一次エネルギー消費量の合計と共用部分の特定共同住宅等建築主基準一次エネルギー消費量とを合計した数値

二 住宅部分の設計一次エネルギー消費量を第四条第三項第二号の数値とした共同住宅等 単位住戸の特定共同住宅等建築主基準一次エネルギー消費量を合計した数値

次の式により算出した数値（その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。次号において同じ。）

$$E_{ST} = \{ (E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW}) \times 0.9 + E_M \} \times 10^{-3}$$

本条において、 E_{ST} 、 E_{SH} 、 E_{SC} 、 E_{SV} 、 E_{SL} 、 E_{SW} 及び E_M は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_{ST} 特定建築主基準一次エネルギー消費量（単位 一年

につきギガジュール）

E_{SH} 第五条第一項の暖房設備の基準一次エネルギー消費

量（単位 一年につきメガジュール）

E_{SC} 第五条第一項の冷房設備の基準一次エネルギー消費

量（単位 一年につきメガジュール）

E_{SV} 第五条第一項の機械換気設備の基準一次エネルギー

消費量（単位 一年につきメガジュール）

E_{SL} 第五条第一項の照明設備の基準一次エネルギー消費

量（単位 一年につきメガジュール）

E_{SW} 第五条第一項の給湯設備の基準一次エネルギー消費

量（単位 一年につきメガジュール）

E_M 第五条第一項のその他一次エネルギー消費量（単位

一年につきメガジュール）

二 特定建築主が令和二年度以降に新築する分譲型一戸建て規格住宅次の式により算出した数値

$$E_{ST} = \{ (E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW}) \times 0.85 + E_M \} \times 10^{-3}$$

3 前項第一号及び第二号の単位住戸の特定共同住宅等建築主基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値とする。

$$E_{ST} = \{ (E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{ST} + E_{SM}) \times 0.8 + E_M \} \times 10^{-3}$$

4 第三条第一項及び第二項の規定は、第二項第一号の共用部分の特定共同住宅等建築主基準一次エネルギー消費量について準用する。この場合において、同条第一項中「 $E_{ST} = (E_{SH} + E_{SV} + E_{ST} + E_{SM} + E_M) \times 10^{-3}$ 」であるのは「 $E_{ST} = \{ (E_{SH} + E_{SV} + E_{ST} + E_{SM} + E_{SM}) \times 0.8 + E_M \} \times 10^{-3}$ 」とする。

第二章の二 特定一戸建て住宅建設工事業者等の新たに建設する

請負型一戸建て規格住宅等のエネルギー消費性能の一層の向上のために必要な住宅の構造及び設備に関する基準

(特定一戸建て住宅建設工事業者等の新たに建設する請負型一戸建て規格住宅等のエネルギー消費性能の一層の向上のために必要な住宅の構造及び設備に関する基準)

第九条の二 特定一戸建て住宅建設工事業者の新たに建設する請負型一戸建て規格住宅に係る法第三十二条第一項の経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に定める基準とする。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって特定一戸建て住宅建設工事業者の新たに建設する請負型一戸建て規格住宅が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。

一 特定一戸建て住宅建設工事業者が令和六年度以降に新たに建設する請負型一戸建て規格住宅が、第一条第一項第二号イ(1)に適合するものであること。

二 特定一戸建て住宅建設工事業者が令和六年度以降の各年度に新たに建設する請負型一戸建て規格住宅に係る第一条第一項第二号ロ(1)の住宅部分の設計一次エネルギー消費量の合計が、当該年度に新たな

第二章の二 特定建設工事業者の新たに建設する請負型規格住宅のエネルギー消費性能の一層の向上のために必要な住宅の構造及び設備に関する基準

(特定建設工事業者の新たに建設する請負型規格住宅のエネルギー消費性能の一層の向上のために必要な住宅の構造及び設備に関する基準)

第九条の二 法第三十二条第一項の経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に定める基準とする。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって特定建設工事業者の新たに建設する請負型規格住宅が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。

一 特定建設工事業者が令和六年度以降に新たに建設する請負型規格住宅が、第一条第一項第二号イ(1)に適合するものであること。

二 特定建設工事業者が各年度に新たに建設する請負型規格住宅に係る第一条第一項第二号ロ(1)の住宅部分の設計一次エネルギー消費量の合計が、当該年度に新たに建設する請負型規格住宅の特定建設工

に建設する請負型一戸建て規格住宅の特定一戸建て住宅建設工事業者基準一次エネルギー消費量（床面積、設備等の条件により定まる特定一戸建て住宅建設工事業者の新たに建設する請負型一戸建て規格住宅に係る基準となる一次エネルギー消費量をいう。次条第一項において同じ。）の合計を超えないこと。

2|| 特定共同住宅等建設工事業者の新たに建設する請負型規格共同住宅等に係る法第三十二条第一項の経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に定める基準とする。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性を適切に評価できる方法と認める方法によって特定共同住宅等建設工事業者の新たに建設する請負型規格共同住宅等が備えるべきエネルギー消費性を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。

一 特定共同住宅等建設工事業者が令和六年度以降に新たに建設する請負型規格共同住宅等が、第一条第一項第二号イ(1)に適合するものであること。

二 特定共同住宅等建設工事業者が令和六年度以降の各年度に新たに建設する請負型規格共同住宅等に係る第一条第一項第二号ロ(1)の住宅部分の設計一次エネルギー消費量の合計が、当該年度に新たに建設する請負型規格共同住宅等の特定共同住宅等建設工事業者基準一次エネルギー消費量（床面積、設備等の条件により定まる特定共同住宅等建設工事業者の新たに建設する請負型規格共同住宅等に係る基準となる一次エネルギー消費量をいう。以下同じ。）の合計を超えないこと。

（特定一戸建て住宅建設工事業者基準一次エネルギー消費量等）

第九条の三 前条第一項第二号の特定一戸建て住宅建設工事業者基準一次エネルギー消費量は、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 請負型一戸建て規格住宅（次号に掲げるものを除く。） 次の式により算出した数値（その数値に小数点以下一位未満の端数がある

事業者基準一次エネルギー消費量（床面積、設備等の条件により定まる特定建設工事業者の新たに建設する請負型規格住宅に係る基準となる一次エネルギー消費量をいう。次条において同じ。）の合計を超えないこと。

（新設）

（特定建設工事業者基準一次エネルギー消費量）

第九条の三 一戸建て住宅の特定建設工事業者基準一次エネルギー消費量は、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 特定建設工事業者が令和六年度以降に新たに建設する請負型規格住宅のうち一戸建ての住宅（次号に掲げるものを除く。） 次の式

ときは、これを切り上げる。次号及び第三項において同じ。）

$E_{\text{ST}} = \{ (E_{\text{SH}} + E_{\text{SC}} + E_{\text{SV}} + E_{\text{SL}} + E_{\text{SW}}) \times 0.8 + E_{\text{M}} \} \times 10^{-3}$
 本条において、 E_{ST} 、 E_{SH} 、 E_{SC} 、 E_{SV} 、 E_{SL} 、 E_{SW} 及び E_{M} は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- E_{ST} 特定一戸建て住宅建設工事業者基準一次エネルギー消費量（特定共同住宅等建設工事業者基準一次エネルギー消費量を算出する場合にあっては、特定共同住宅等建設工事業者基準一次エネルギー消費量）（単位一年につきギガジュール）
- E_{SH} 第五条第一項の暖房設備の基準一次エネルギー消費量（単位一年につきメガジュール）
- E_{SC} 第五条第一項の冷房設備の基準一次エネルギー消費量（単位一年につきメガジュール）
- E_{SV} 第五条第一項の機械換気設備の基準一次エネルギー消費量（単位一年につきメガジュール）
- E_{SL} 第五条第一項の照明設備の基準一次エネルギー消費量（単位一年につきメガジュール）
- E_{SW} 第五条第一項の給湯設備の基準一次エネルギー消費量（単位一年につきメガジュール）
- E_{M} 第五条第一項のその他一次エネルギー消費量（単位一年につきメガジュール）

二 特定一戸建て住宅建設工事業者が経済産業大臣及び国土交通大臣が定める年度以降に新たに建設する請負型一戸建て規格住宅 次の式により算出した数値

$$E_{\text{ST}} = \{ (E_{\text{SH}} + E_{\text{SC}} + E_{\text{SV}} + E_{\text{SL}} + E_{\text{SW}}) \times 0.75 + E_{\text{M}} \} \times 10^{-3}$$

(削る)

により算出した数値（その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。次号及び次項において同じ。）

$E_{\text{ST}} = \{ (E_{\text{SH}} + E_{\text{SC}} + E_{\text{SV}} + E_{\text{SL}} + E_{\text{SW}}) \times 0.8 + E_{\text{M}} \} \times 10^{-3}$
 本条において、 E_{ST} 、 E_{SH} 、 E_{SC} 、 E_{SV} 、 E_{SL} 、 E_{SW} 及び E_{M} は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- E_{ST} 特定建設工事業者基準一次エネルギー消費量（単位一年につきギガジュール）
- E_{SH} 第五条第一項の暖房設備の基準一次エネルギー消費量（単位一年につきメガジュール）
- E_{SC} 第五条第一項の冷房設備の基準一次エネルギー消費量（単位一年につきメガジュール）
- E_{SV} 第五条第一項の機械換気設備の基準一次エネルギー消費量（単位一年につきメガジュール）
- E_{SL} 第五条第一項の照明設備の基準一次エネルギー消費量（単位一年につきメガジュール）
- E_{SW} 第五条第一項の給湯設備の基準一次エネルギー消費量（単位一年につきメガジュール）
- E_{M} 第五条第一項のその他一次エネルギー消費量（単位一年につきメガジュール）

二 特定建設工事業者が令和六年度以降の年度であつて経済産業大臣及び国土交通大臣が定める年度以降に新たに建設する請負型規格住宅のうち一戸建ての住宅 次の式により算出した数値

$$E_{\text{ST}} = \{ (E_{\text{SH}} + E_{\text{SC}} + E_{\text{SV}} + E_{\text{SL}} + E_{\text{SW}}) \times 0.75 + E_{\text{M}} \} \times 10^{-3}$$

2|| 特定建設工事業者が令和六年度以降に新たに建設する請負型規格住宅のうち長屋又は共同住宅の特定建設工事業者基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値とする。

$$E_{\text{ST}} = \{ (E_{\text{SH}} + E_{\text{SC}} + E_{\text{SV}} + E_{\text{SL}} + E_{\text{SW}}) \times 0.9 + E_{\text{M}} \} \times 10^{-3}$$

2 前条第二項第二号の特定共同住宅等建設工事業者基準一次エネルギー消費量は、次の各号に掲げる共同住宅等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 住宅部分の設計一次エネルギー消費量を第四条第三項第一号の数値とした共同住宅等 単位住戸の特定共同住宅等建設工事業者基準一次エネルギー消費量の合計と共用部分の特定共同住宅等建設工事業者基準一次エネルギー消費量とを合計した数値

二 住宅部分の設計一次エネルギー消費量を第四条第三項第二号の数値とした共同住宅等 単位住戸の特定共同住宅等建設工事業者基準一次エネルギー消費量を合計した数値

3 前項第一号及び第二号の単位住戸の特定共同住宅等建設工事業者基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値とする。

$$E_{ST} = \{ (E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW}) \times 0.9 + E_{H1} \} \times 10^{-3}$$

4 第三条第一項及び第二項の規定は、第二項第一号の共用部分の特定共同住宅等建設工事業者基準一次エネルギー消費量について準用する。この場合において、同条第一項中「 $E_{ST} = (E_{SHC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV} + E_{H1}) \times 10^{-3}$ 」及び「 $E_{ST} = \{ (E_{SHC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times 0.9 + E_{H1} \} \times 10^{-3}$ 」とあるのは、「 $E_{ST} = \{ (E_{SHC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times 0.9 + E_{H1} \} \times 10^{-3}$ 」とする。

(建築物エネルギー消費性能誘導基準)

第十条 法第三十五条第一項第一号の経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

一 非住宅建築物 次のイ及びロ(非住宅部分の全部を工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの(イ(1)及び別表第二において「工場等」という。))の用途に供する場合にあっては、ロ)に適合するものであること。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の一層の促進のため

3 前項の特定建設工事業者基準一次エネルギー消費量は、次の各号に掲げる長屋又は共同住宅の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 住宅部分の設計一次エネルギー消費量を第四条第三項第一号の数値とした長屋又は共同住宅 単位住戸の特定建設工事業者基準一次エネルギー消費量の合計と共用部分の特定建設工事業者基準一次エネルギー消費量とを合計した数値

二 住宅部分の設計一次エネルギー消費量を第四条第三項第二号の数値とした長屋又は共同住宅 単位住戸の特定建設工事業者基準一次エネルギー消費量を合計した数値

(新設)

4 第三条第一項及び第二項の規定は、前項第一号の共用部分の特定建設工事業者基準一次エネルギー消費量について準用する。この場合において、同条第一項中「 $E_{ST} = (E_{SHC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV} + E_{H1}) \times 10^{-3}$ 」及び「 $E_{ST} = \{ (E_{SHC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times 0.9 + E_{H1} \} \times 10^{-3}$ 」とあるのは、「 $E_{ST} = \{ (E_{SHC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times 0.9 + E_{H1} \} \times 10^{-3}$ 」とする。

(建築物エネルギー消費性能誘導基準)

第十条 法第三十五条第一項第一号の経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

一 非住宅建築物 次のイ及びロ(非住宅部分の全部を工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの(イ(1)及び別表第二において「工場等」という。))の用途に供する場合にあっては、ロ)に適合するものであること。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の一層の促進のため

に誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合
においては、この限りでない。

イ・ロ (略)

二 住宅 次のイ及びロに適合するものであること。ただし、国土交
通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法
によって住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の一層の向上の促
進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめら
れた場合においては、この限りでない。

イ・ロ (略)

三 (略)

に誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合
においては、この限りでない。

イ・ロ (略)

二 住宅 次のイ及びロに適合するものであること。ただし、国土交
通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法
によって住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促
進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめら
れた場合においては、この限りでない。

イ・ロ (略)

三 (略)

第二条 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

(建築物エネルギー消費性能基準)

第一条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下「法」という。)(第二条第一項第三号の経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

一 非住宅部分(法第十一条第一項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。)(を有する建築物(複合建築物(非住宅部分及び住宅部分(同項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。)(を有する建築物をいう。以下同じ。)(を除く。第十条第一号において「非住宅建築物」という。))のイ又はロのいずれかに適合するものであること。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。

イ 非住宅部分の設計一次エネルギー消費量(実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量(一年間に消費するエネルギー(エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第二条第一項に規定するエネルギーをいう。以下同じ。)(の量を熱量に換算したものをいう。以下同じ。))であって、建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかの判定に用いるものをいう。以下同じ。)(が、非住宅部分の基準一次エネルギー消費量(床面積、設備等の条件により定まる基準となる一次エネルギー消費量をいう。以下同じ。))を超えないこと。ただし、非住宅部分を二以上の用途に供する場合にあつては、各用途に供する当該非住宅部分ごとに算出した設計一次エネルギー消費量を合計した数値が、各用途に供する当該非住宅部分ごとに算出した基準一次エネルギー消費

改正前

(建築物エネルギー消費性能基準)

第一条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下「法」という。)(第二条第一項第三号の経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

一 非住宅部分(法第十一条第一項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。)(を有する建築物(複合建築物(非住宅部分及び住宅部分(同項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。)(を有する建築物をいう。以下同じ。)(を除く。第十条第一号において「非住宅建築物」という。))のイ又はロのいずれかに適合するものであること。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。

イ 非住宅部分の設計一次エネルギー消費量(実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量(一年間に消費するエネルギー(エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第二条第一項に規定するエネルギーをいう。以下同じ。)(の量を熱量に換算したものをいう。以下同じ。))であって、建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかの判定に用いるものをいう。以下同じ。)(が、非住宅部分の基準一次エネルギー消費量(床面積、設備等の条件により定まる基準となる一次エネルギー消費量をいう。以下同じ。))を超えないこと。

量を合計した数値を超えないこと。

ロ 非住宅部分の用途と同一の用途の一次エネルギー消費量モデル建築物（国土交通大臣が用途に応じて一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物であると認めるものをいう。以下同じ。）の設計一次エネルギー消費量が、当該一次エネルギー消費量モデル建築物の基準一次エネルギー消費量を超えないこと。ただし、非住宅部分を二以上の用途に供する場合にあつては、当該非住宅部分の各用途と同一の用途の一次エネルギー消費量モデル建築物ごとに算出した設計一次エネルギー消費量を合計した数値が、当該非住宅部分の各用途と同一の用途の一次エネルギー消費量モデル建築物ごとに算出した基準一次エネルギー消費量を合計した数値を超えないこと。

2 (略)
二・三 (略)

(非住宅部分に係る基準一次エネルギー消費量)

第三条 第一条第一項第一号イの非住宅部分の基準一次エネルギー消費量及び同号ロの一次エネルギー消費量モデル建築物の基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値（その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）とする。

$$E_{ST} = \left\{ (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times B + E_M \right\} \times 10^{-3}$$

この式において、 E_{ST} 、 E_{SAC} 、 E_{SV} 、 E_{SL} 、 E_{SW} 、 E_{SEV} 、 B 及び E_M は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- E_{ST} 基準一次エネルギー消費量（単位 一年につきギガジュール）
- E_{SAC} 空気調和設備の基準一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）
- E_{SV} 空気調和設備以外の機械換気設備の基準一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）
- E_{SL} 照明設備の基準一次エネルギー消費量（単位 一年に

ロ 非住宅部分の用途と同一の用途の一次エネルギー消費量モデル建築物（国土交通大臣が用途に応じて一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物であると認めるものをいう。以下同じ。）の設計一次エネルギー消費量が、当該一次エネルギー消費量モデル建築物の基準一次エネルギー消費量を超えないこと。

2 (略)
二・三 (略)

(非住宅部分に係る基準一次エネルギー消費量)

第三条 第一条第一項第一号イの非住宅部分の基準一次エネルギー消費量及び同号ロの一次エネルギー消費量モデル建築物の基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値（その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）とする。

$$E_{ST} = \left\{ (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times B + E_M \right\} \times 10^{-3}$$

この式において、 E_{ST} 、 E_{SAC} 、 E_{SV} 、 E_{SL} 、 E_{SW} 、 E_{SEV} 、 B 及び E_M は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- E_{ST} 基準一次エネルギー消費量（単位 一年につきギガジュール）
- E_{SAC} 空気調和設備の基準一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）
- E_{SV} 空気調和設備以外の機械換気設備の基準一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）
- E_{SL} 照明設備の基準一次エネルギー消費量（単位 一年に

2 (略)

つきメガジュール)
 E_{SW} 給湯設備の基準一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)
 E_{SEV} 昇降機の基準一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)
 Ⅱ 規模及び用途に応じて別表第一に掲げる非住宅部分の基準一次エネルギー消費量の水準を示す係数
 E_M その他一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)

第九條 (略)
 (特定一戸建て住宅建築主基準一次エネルギー消費量等)

2・3 (略)

4 第三条第一項及び第二項の規定は、第二項第一号の共用部分の特定共同住宅等建築主基準一次エネルギー消費量について準用する。この場合において、同条第一項中「 $E_{ST} = \{ (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times B + E_M \} \times 10^{-3}$ 」とあるところは「 $E_{ST} = \{ (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times 0.8 + E_M \} \times 10^{-3}$ 」とす。

第九條の三 (略)
 (特定一戸建て住宅建設工事業者基準一次エネルギー消費量等)

2・3 (略)

4 第三条第一項及び第二項の規定は、第二項第一号の共用部分の特定共同住宅等建設工事業者基準一次エネルギー消費量について準用する。この場合において、同条第一項中「 $E_{ST} = \{ (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times B + E_M \} \times 10^{-3}$ 」とあるところは「 $E_{ST} = \{ (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times 0.9 + E_M \} \times 10^{-3}$ 」とす。

(建築物エネルギー消費性能誘導基準)

2 (略)

つきメガジュール)
 E_{SW} 給湯設備の基準一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)
 E_{SEV} 昇降機の基準一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)
 (新設)
 E_M その他一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)

第九條 (略)
 (特定一戸建て住宅建築主基準一次エネルギー消費量等)

2・3 (略)

4 第三条第一項及び第二項の規定は、第二項第一号の共用部分の特定共同住宅等建築主基準一次エネルギー消費量について準用する。この場合において、同条第一項中「 $E_{ST} = \{ (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times 10^{-3} \}$ 」とあるところは「 $E_{ST} = \{ (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times 1.0^{-3} \}$ 」とす。

第九條の三 (略)
 (特定一戸建て住宅建設工事業者基準一次エネルギー消費量等)

2・3 (略)

4 第三条第一項及び第二項の規定は、第二項第一号の共用部分の特定共同住宅等建設工事業者基準一次エネルギー消費量について準用する。この場合において、同条第一項中「 $E_{ST} = \{ (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times B + E_M \} \times 10^{-3}$ 」とあるところは「 $E_{ST} = \{ (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times 0.9 + E_M \} \times 10^{-3}$ 」とす。

(建築物エネルギー消費性能誘導基準)

第十條 法第三十五條第一項第一号の經濟産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

- 一 非住宅建築物 次のイ及びロ（非住宅部分の全部を工場、畜舎、自動車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの（イ(1)、別表第一及び別表第三において「工場等」という。）の用途に供する場合にあつては、ロ）に適合するものであること。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によつて非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の一層の向上の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。

- イ 次の(1)又は(2)のいずれかに適合すること。
 - (1) 国土交通大臣が定める方法により算出した非住宅部分（工場等の用途に供する部分を除く。以下(1)及び(2)において同じ。）の屋内周囲空間（各階の外気に接する壁の中心線から水平距離が五メートル以内の屋内の空間、屋根の直下階の屋内の空間及び外気に接する床の直上の屋内の空間をいう。以下(1)及び(2)において同じ。）の年間熱負荷（一年間の暖房負荷及び冷房負荷の合計をいう。以下(1)及び(2)において同じ。）を屋内周囲空間の床面積の合計で除した数値が、用途及び第一条第一項第二号イ(1)の地域の区分（以下単に「地域の区分」という。）に応じ、別表第二に掲げる数値以下であること。ただし、非住宅部分を二以上の用途に供する場合にあつては、当該非住宅部分の各用途の屋内周囲空間の年間熱負荷の合計を各用途の屋内周囲空間の床面積の合計で除して得た数値が、用途及び地域の区分に応じた別表第二に掲げる数値を各用途の屋内周囲空間の床面積により加重平均した数値以下であること。
 - (2) 非住宅部分の形状に応じた年間熱負荷モデル建築物（非住宅部分の形状を単純化した建築物であつて、屋内周囲空間の年間

第十條 法第三十五條第一項第一号の經濟産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

- 一 非住宅建築物 次のイ及びロ（非住宅部分の全部を工場、畜舎、自動車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの（イ(1)及び別表第二において「工場等」という。）の用途に供する場合にあつては、ロ）に適合するものであること。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によつて非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の一層の向上の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。

- イ 次の(1)又は(2)のいずれかに適合すること。
 - (1) 国土交通大臣が定める方法により算出した非住宅部分（工場等の用途に供する部分を除く。以下(1)及び(2)において同じ。）の屋内周囲空間（各階の外気に接する壁の中心線から水平距離が五メートル以内の屋内の空間、屋根の直下階の屋内の空間及び外気に接する床の直上の屋内の空間をいう。以下(1)及び(2)において同じ。）の年間熱負荷（一年間の暖房負荷及び冷房負荷の合計をいう。以下(1)及び(2)において同じ。）を屋内周囲空間の床面積の合計で除した数値が、用途及び第一条第一項第二号イ(1)の地域の区分（以下単に「地域の区分」という。）に応じ、別表第一に掲げる数値以下であること。ただし、非住宅部分を二以上の用途に供する場合にあつては、当該非住宅部分の各用途の屋内周囲空間の年間熱負荷の合計を各用途の屋内周囲空間の床面積の合計で除して得た数値が、用途及び地域の区分に応じた別表第一に掲げる数値を各用途の屋内周囲空間の床面積により加重平均した数値以下であること。
 - (2) 非住宅部分の形状に応じた年間熱負荷モデル建築物（非住宅部分の形状を単純化した建築物であつて、屋内周囲空間の年間

熱負荷の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が認めるものをいう。以下(2)において同じ。)について、国土交通大臣が定める方法により算出した屋内周囲空間の年間熱負荷を屋内周囲空間の床面積の合計で除した数値が、用途及び地域の区分に応じて別表第二に掲げる数値以下であること。ただし、非住宅部分を二以上の用途に供する場合にあっては、当該非住宅部分に係る年間熱負荷モデル建築物の各用途の屋内周囲空間の年間熱負荷の合計を各用途の屋内周囲空間の床面積の合計で除して得た数値が、用途及び地域の区分に応じた別表第二に掲げる数値を各用途の屋内周囲空間の床面積により加重平均した数値以下であること。

ロ (略)
二・三 (略)

(非住宅部分に係る誘導基準一次エネルギー消費量)

第十二条 第十条第一号ロ(1)の非住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量及び同号ロ(2)の一次エネルギー消費量モデル建築物の誘導基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値(その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。)とする。

$$E_{ST} = \{ (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times B + E_M \} \times 10^{-3}$$

この式において、 E_{ST} 、 E_{SAC} 、 E_{SV} 、 E_{SL} 、 E_{SW} 、 E_{SEV} 、 B 及び E_M は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- E_{ST} 誘導基準一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)
- E_{SAC} 第三条第一項の空気調和設備の基準一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)
- E_{SV} 第三条第一項の空気調和設備以外の機械換気設備の基準一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)
- E_{SL} 第三条第一項の照明設備の基準一次エネルギー消費量

熱負荷の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が認めるものをいう。以下(2)において同じ。)について、国土交通大臣が定める方法により算出した屋内周囲空間の年間熱負荷を屋内周囲空間の床面積の合計で除した数値が、用途及び地域の区分に応じて別表第一に掲げる数値以下であること。ただし、非住宅部分を二以上の用途に供する場合にあっては、当該非住宅部分に係る年間熱負荷モデル建築物の各用途の屋内周囲空間の年間熱負荷の合計を各用途の屋内周囲空間の床面積の合計で除して得た数値が、用途及び地域の区分に応じた別表第一に掲げる数値を各用途の屋内周囲空間の床面積により加重平均した数値以下であること。

ロ (略)
二・三 (略)

(非住宅部分に係る誘導基準一次エネルギー消費量)

第十二条 第十条第一号ロ(1)の非住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量及び同号ロ(2)の一次エネルギー消費量モデル建築物の誘導基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値(その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。)とする。

$$E_{ST} = \{ (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times B + E_M \} \times 10^{-3}$$

この式において、 E_{ST} 、 E_{SAC} 、 E_{SV} 、 E_{SL} 、 E_{SW} 、 E_{SEV} 、 B 及び E_M は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- E_{ST} 誘導基準一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)
- E_{SAC} 第三条第一項の空気調和設備の基準一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)
- E_{SV} 第三条第一項の空気調和設備以外の機械換気設備の基準一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)
- E_{SL} 第三条第一項の照明設備の基準一次エネルギー消費量

(単位) 一年につきメガジュール)

E_{SW} 第三条第一項の給湯設備の基準一次エネルギー消費量
(単位) 一年につきメガジュール)

E_{SEV} 第三条第一項の昇降機の基準一次エネルギー消費量
(単位) 一年につきメガジュール)

B 用途に応じて別表第三に掲げる非住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量の水準を示す係数

E_M 第三条第一項のその他一次エネルギー消費量(単位) 一年につきメガジュール)

附則

第三条 この省令の施行の際現に存する建築物(令和四年十月一日以後にする法第三十四条第一項の認定の申請に係るものを除く。次項並びに次条第二項及び第三項において同じ。)の非住宅部分について、第三条及び第十二条の規定を適用する場合には、当分の間、第三条第一項中「 $E_{ST} = \frac{(E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV})}{B + E_M} \times 10^{-3}$ 」とあるのは「 $E_{ST} = \{ (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times 1.1 + E_M \} \times 10^{-3}$ 」
、第十二条中「 $E_{ST} = \{ (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times B + E_M \} \times 10^{-3}$ 」
とあるのは「 $E_{ST} = (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV} + E_M) \times 10^{-3}$ 」
とあること。
2 (略)

別表第一 (第三条関係)

規模	用途	非住宅部分の基準一次エネルギー消費量 の水準を示す係数
----	----	--------------------------------

(単位) 一年につきメガジュール)

E_{SW} 第三条第一項の給湯設備の基準一次エネルギー消費量
(単位) 一年につきメガジュール)

E_{SEV} 第三条第一項の昇降機の基準一次エネルギー消費量
(単位) 一年につきメガジュール)

B 用途に応じて別表第二に掲げる第一条第一項第一号イの非住宅部分の基準一次エネルギー消費量(第三条第一項のその他一次エネルギー消費量を除く。別表第二において同じ。)に対する誘導基準一次エネルギー消費量(同項のその他一次エネルギー消費量を除く。別表第二において同じ。)の割合

E_M 第三条第一項のその他一次エネルギー消費量(単位) 一年につきメガジュール)

附則

第三条 この省令の施行の際現に存する建築物(令和四年十月一日以後にする法第三十四条第一項の認定の申請に係るものを除く。次項並びに次条第二項及び第三項において同じ。)の非住宅部分について、第三条及び第十二条の規定を適用する場合には、当分の間、第三条第一項中「 $E_{ST} = \frac{(E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV} + E_M)}{B + E_M} \times 10^{-3}$ 」とあるのは「 $E_{ST} = \{ (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times 1.1 + E_M \} \times 10^{-3}$ 」
、第十二条中「 $E_{ST} = \{ (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times B + E_M \} \times 10^{-3}$ 」
とあるのは「 $E_{ST} = (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV} + E_M) \times 10^{-3}$ 」
とあること。
2 (略)

(新設)

(1)	新築、増築又は改築後の非住宅部分	事務所等	0.8
(2)	の床面積（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成二十八年政令第八号）第四条第一項に規定する床面積をいう。以下この表において同じ。）の合計が二千平方メートル以上であること。	ホテル等	0.8
		病院等	0.85
(4)	成二十八年政令第八号）第四条第一項に規定する床面積をいう。以下この表において同じ。）の合計が二千平方メートル以上であること。	百貨店等	0.8
		学校等	0.8
(6)	の表において同じ。）の合計が二千平方メートル以上であること。	飲食店等	0.85
		集会所等	0.85
(7)	であること。	集会所等	0.85
		工場等	0.75
(8)			
(9)	新築、増築又は改築後の非住宅部分の床面積の合計が二千平方メートル未満であること。		1.0

備考

- 1 「事務所等」とは、事務所、官公署その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。別表第二及び別表第三において同じ。
- 2 「ホテル等」とは、ホテル、旅館その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。別表第二及び別表第三において同じ。

- 3 「病院等」とは、病院、老人ホーム、福祉ホームその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。別表第二及び別表第三において同じ。
- 4 「百貨店等」とは、百貨店、マーケットその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。別表第二及び別表第三において同じ。
- 5 「学校等」とは、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。別表第二及び別表第三において同じ。
- 6 「飲食店等」とは、飲食店、食堂、喫茶店、キャバレーその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。別表第二及び別表第三において同じ。
- 7 「集会所等」とは、図書館等、体育館等及び映画館等をいう。別表第二及び別表第三において同じ。
- 8 「図書館等」とは、図書館、博物館その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいい、「体育館等」とは、体育館、公会堂、集会場、ボートリング場、劇場、アスレチック場、スケート場、公衆浴場、競馬場又は競輪場、社寺その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいい、「映画館等」とは、映画館、カラオケボックス、ぱちんこ屋その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。別表第二において同じ。

別表第二 (第十条関係)

(略)
備考 単位は1平方メートル1年につきメガジュールとする。

別表第二 (第十条関係)

(略)
備考

(削る)
(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

1 単位は1平方メートル1年につきメガジュールとする。

2 「事務所等」とは、事務所、官公署その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。別表第二において同じ。

3 「ホテル等」とは、ホテル、旅館その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。別表第二において同じ。

4 「病院等」とは、病院、老人ホーム、福祉ホームその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。別表第二において同じ。

5 「百貨店等」とは、百貨店、マーケットその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。別表第二において同じ。

6 「学校等」とは、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。別表第二において同じ。

7 「飲食店等」とは、飲食店、食堂、喫茶店、キャバレーその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。別表第二において同じ。

8 「図書館等」とは、図書館、博物館その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいい、「体育館等」とは、体育館、公会堂、集会場、ボート場、劇場、アスレチック場、スケート場、公衆浴場、競馬場又は競輪場、社寺その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいい、「映画館等」とは、映画館、カラオケボックス、ぱちんこ屋その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。別表第二において同じ。

別表第三 (第十二条関係)

用途	非住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量の水準を示す係数
(1) 事務所等	0.6
(2) ホテル等	0.7
(3) 病院等	0.7
(4) 百貨店等	0.7
(5) 学校等	0.6
(6) 飲食店等	0.7
(7) 集会所等	0.7
(8) 工場等	0.6

別表第二 (第十二条関係)

用途	第一条第一項第一号イの非住宅部分の基準一次エネルギー消費量に対する誘導基準一次エネルギー消費量の割合
(1) 事務所等	0.6
(2) ホテル等	0.7
(3) 病院等	0.7
(4) 百貨店等	0.7
(5) 学校等	0.6
(6) 飲食店等	0.7
(7) 集会所等	0.7
(8) 工場等	0.6

備考
「集会所等」とは、図書館等、体育館等及び映画館等をいう。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。ただし、第二条の規定は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 第二条の規定の施行の際現に存する建築物（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の施行の際現に存するものを除く。）の非住宅部分について、同条の規定による改正後の建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第三条の規定を適用する場合には、当分の間、同条第一項中「 $E_{ST} = \{ (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times B + E_M \} \times 10^{-3}$ 」とあるのは「 $E_{ST} = (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV} + E_M) \times 10^{-3}$ 」とする。

3 第二条の規定の施行前に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十二条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法第十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の提出、同法第十三条第二項若しくは第三項（これらの規定を同法第十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の通知、同法第十九条第一項の規定による届出、同法第二十条第二

項の規定による通知又は同法第二十三条第一項若しくは第四十一条第一項の規定による認定の申請がされた建築物（第二条の規定の施行の際現に存するものを除く。）に係る同法第二条第一項第三号の建築物エネルギー消費性能基準については、なお従前の例による。